

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	救急救命士による救命措置に対する規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士によるプレホスピタルケアについては、限定列挙された特定行為（静脈路確保・気道確保・薬剤投与・除細動・気管挿管）のみを行えることとされています（救急救命士法第44条）。 ・しかし、モバイル通信技術の進歩により、高精細画像やクリアな音声の伝送が可能になったことから、医師が傷病者の状態を視覚的情報を元にした確に把握し、救急救命士の救命措置を指導監督することが可能となっています。 ・このような現状を鑑み、搬送者の救命率の向上のため、救急救命士が実施可能な行為について、ICT利活用による範囲拡大の検討を進めるべきと考えます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士法 第44条 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士による救命措置について、ICTの利活用により、より広範な行為が行えるよう規制の緩和を検討していただきたい。